

建築確認の対象（建築設備、工作物）

令和5年4月1日現在

適用区域	分類	確認申請を必要とするもの(法87条の4、法88条1項2項)	工事種別	提出先
全域	建築	①エレベーター・エスカレーター	設置 (法87条の4) (施行令146条1項)	
	設備	②小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口が室の床面よりも50cm以上高いもの（テーブルタイプ）を除く。）		
		③特定行政庁が指定するもの（し尿浄化槽を除く。）		
全域	土地に固定するもの	①煙突 高さ>6m	築造 (法88条1項) (施行令138条1項)	前頁に同じ
		②RCの柱・鉄柱・木柱等 高さ>15m		
		③広告塔・広告板・装飾塔・記念塔等 高さ>4m		
		④高架水槽・サイロ・物見塔等 高さ>8m		
		⑤擁壁 高さ>2m		
	動くもの	①観光用の乗用エレベーター・エスカレーター（一般交通用は除く。）	築造 (法88条1項) (施行令138条2項)	
②高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターの類）				
③原動機を使用する回転遊戯施設（メリーゴーラウンド・観覧車・オクトパス・飛行塔の類）				
用途地域により規制あり	特殊	①コンクリートプラント・クラッシャープラント・アスファルトプラント	築造 (法88条2項) (施行令138条3項)	
		②自動車車庫		
	施設	③飼料・肥料・セメント等を貯蔵するサイロ		
		④上記「動くもの」欄に該当するもの （観光用の乗用エレベーター・エスカレーター（一般交通用は除く。）、高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターの類）、原動機を使用する回転遊戯施設（メリーゴーラウンド・観覧車・オクトパス・飛行塔の類）		
		⑤汚物処理場・ごみ焼却場・一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設等		